

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 1 現年度分

#### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度			平成30年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率	
町税	町税	総務部税務課	%	%	円	人	%
			99.5	99.6	20,337,562	400	99.6
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	99.6	21,600	2	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	—	—	—
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	50.4	91.8	165,000	2	60.6
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	98.5	96.2	200,284	3	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	98.4	905,000	4	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.6	28,000	1	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	98.8	66,500	4	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	24.0	120,400	4	100.0

(※1)

※1 「町税」(債権名)とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

※2 平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、非強制徴収公債権

(※2)

債権発生の見込みがないため、目標徴収率は未設定

(※2)

平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

※3 平成30年5月31日現在での実績徴収率は99.5%、滞納額は2,783,116円(495人)

#### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度			平成30年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率	
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	%	%	円	人	%
			95.4	96.9	22,221,146	259	95.7
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	99.8	99.8	968,427	31	99.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	98.9	99.5	2,395,700	83	99.3
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	95.4	99.0	62,590	3	99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	97.8	97.8	9,177,321	439	97.8

#### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度			平成30年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率	
水道料金	私債権	上下水道部業務課	%	%	円	人	%
			91.2	91.0	47,692,362	13,075	91.2

(※3)

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 2 滞納繰越分

#### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度					平成30年度			
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 268,387,049	円 25,765,157	% 9.6	円 21,611,564	% 8.1	円 2,213,078	円 264,899,969	円 25,430,397	% 9.6
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	6,184,430	1,427,660	23.1	1,102,480	17.8	0	5,081,950	1,260,780	24.8
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	13,000	13,000	100.0	0	0.0	0	13,000	13,000	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	95,000	95,000	100.0	95,000	100.0	0	—	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	24,000	19,600	81.7	11,400	47.5	7,200	27,000	5,400	20.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	1,954,299	270,736	13.9	182,736	9.4	0	1,771,563	375,824	21.2
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	589,010	507,130	86.1	507,130	86.1	0	246,880	181,880	73.7
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	2,628,240	2,377,619	90.5	2,302,619	87.6	0	525,905	374,259	71.2
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	560,300	560,300	100.0	560,300	100.0	0	905,000	905,000	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	7,000	7,000	100.0	7,000	100.0	0	28,000	28,000	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	38,500	38,500	100.0	38,500	100.0	0	66,500	66,500	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	1,950,300	1,184,700	60.7	286,700	14.7	0	1,784,000	984,000	55.2
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0	21,785	21,785	100.0

#### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度					平成30年度			
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	円 80,286,282	円 22,520,302	% 28.0	円 20,267,629	% 25.2	円 7,577,020	円 74,662,779	円 20,000,000	% 26.8
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	1,863,314	985,777	52.9	910,958	48.9	5,983	1,914,800	938,252	49.0
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	4,720,770	1,087,861	23.0	1,277,500	27.1	1,575,110	4,263,860	1,186,369	27.8
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	625,220	94,200	15.1	140,560	22.5	0	547,250	57,000	10.4
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	9,688,527	9,204,100	95.0	9,310,754	96.1	114,359	9,440,735	8,968,700	95.0

#### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成29年度					平成30年度			
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 48,304,334	円 47,338,247	% 98.0	円 47,600,268	% 98.5	円 150,672	円 48,245,756	円 47,280,840	% 98.0

備考 町税の平成29年度実施状況の未回収残高及び目標回収額又は目標回収率に関しては、当該年度中に更正等があったことに伴い、当該年度徴収計画における数値から変更されている。

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町税〔町税〕（総務部税務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、滞納繰越分と同様に早期解決を図るため、財産調査や処分等を実施した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、財産調査や処分等で早期解決に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。 財産調査や納税交渉を精力的に実施することにより、早期解決に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、毎月、管理職を含めた打合せを行い、情報の共有に努める。 滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行する。</p>

##### ○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育子ども部子育て支援課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話での納付指導等を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、4年振りに、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 昨年度と同様に、必要に応じ、早期の段階で電話による催告又は納付指導を行って滞納の未然防止及び早期徴収に努め、滞納繰越しを生じさせないようにする。 また、残高不足による引落とし不能の件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシの配布等による保護者への周知を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対して一斉に文書催告を行い、それを契機として、一括納付による完納又は分納の再開を果たすことができた。これにより、18世帯中8世帯について全額回収できた（平成28年度においては、21世帯中3世帯について全額回収）。また、催告に応じなかった滞納者（1世帯）については、給与照会をし、差押えを執行した。課題としては、現状、分納額の適・不適を裏付ける資料がないため、今後、滞納者への聴取及び預貯金等の調査を進め、適正な額に基づき分納（十分な資力が認められるときは、一括納付）させる必要のあることが挙げられる。</p>	<p>【滞納繰越分】 分納中の滞納者については、納付管理を徹底し、期限までに納付がないときは、直ちに電話催告することにより、納付意識の向上及び自主納付の習慣付けを図る。 あわせて、滞納者及び金融機関等への財産調査、分納額の増額交渉などを鋭意進め、資力が十分であると認められるにもかかわらず、適正な額による納付に応じようとする滞納者に対しては、法令に基づき、速やかに滞納処分を行うことにより、一日でも早い回収に努める。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○幼稚園使用料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話での納付指導等を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、前年度に続き、全額を徴収することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 昨年度と同様に、必要に応じ、早期の段階で電話による催告又は納付指導を行って滞納の未然防止及び早期徴収に努め、滞納繰越しを生じさせないようにする。 また、残高不足による引落とし不能の件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシの配布等による保護者への周知を行う。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 残る1世帯の滞納者に対し、不定期に電話催告を行ったものの、一度も連絡がつかず、年度末に行った文書催告も、滞納者の転出によりできなかったため、平成29年度においては、実績を上げることができなかった。滞納者が転出を繰り返していることから、居所把握を入念に行う必要があることが課題である。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 本年度内に時効が満了する予定であることから、速やかに、居所調査をして現住所を把握した上で、文書催告を行うようにする。文書催告に応じない場合は、臨戸訪問により催告し、回収に努める。</p>

##### ○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

平成29年度における取組の評価	
<p><b>【現年度分】</b> 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話での納付指導等を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、前年度に続き、全額を徴収することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 昨年度と同様に、必要に応じ、早期の段階で電話による催告又は納付指導を行って滞納の未然防止及び早期徴収に努め、滞納繰越しを生じさせないようにする。 また、残高不足による引落とし不能の件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシの配布等による保護者への周知を行う。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 残る1世帯の滞納者（父母）に対し、裁判手続（支払督促）による回収を実行した。滞納者双方から異議申立てがあったものの、訴訟に移る前に、滞納者の一人から全額納付がなされた。裁判手続による回収は、経常債権としては初めてとなる取組であったが、総務・債権管理課との連携により円滑に進めることができ、長年にわたる困難事案を解消へと導くことができた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b></p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】 平成28年度82.9%、平成29年度99.6%と、高水準を維持しており、今後も適正な徴収に努める。</p>	<p>【現年度分】 適切な徴収に努め、全額徴収を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 平成29年度に納付のあった分及び不納欠損を行ったものを除き、滞納者1名となっている。今後も臨戸徴収を行うなど適正な徴収に努める。</p>	<p>【滞納繰越分】 隔月で、居住者宅を訪問し督促を行う。 また、全額一括回収が難しい場合は、分納を誓約させ、確実な回収に努める。</p>

##### ○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p>	<p>【現年度分】 債権が発生すれば早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 5件の滞納繰越のうち、すべて分割による納付があり、1件は完納に至った。平成29年度は、夜間も含めた電話や訪問による督促を強化した結果、1件については分割納付が開始となり、また1ケースについては協議の結果、分割納付額を増額することができている。</p>	<p>【滞納繰越分】 町外転出者について電話や訪問による督促を実施する。 納付状況を毎月確認し、滞納があれば即座に電話や訪問により督促を実施する。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2件の新規設定を行い、すべて分割納付継続中となっている。</p>	<p>【現年度分】 分納で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば即座に電話や訪問により督促を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 3件の債権のうち、2件は完納に至った。1件は分割納付継続中である。</p>	<p>【滞納繰越分】 電話や訪問による督促を強化の上、納付がなければ差押え手続きを開始する。</p>

##### ○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】 12件の新規設定を行い、9件が一括返済により完済となった。 残り4件のうち3件については分割返済中である。1件については督促を行ったが納付が全くなかった。</p>	<p>【現年度分】 分納で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば即座に電話や訪問により督促を実施する。 納付が全くなかった者については、電話や訪問による督促を強化し、7月末までに納付を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 7件の債権のうち3件が完納、4件について分割納付継続中である。うち2件は計画どおり納付がされているが、2件は納付が遅れる傾向にある。</p>	<p>【滞納繰越分】 分割で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば即座に電話や訪問により督促を実施する。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率98%を達成している。ただし、平成23年度に実績徴収率100%を達成したものの、その後は100%に至っていない。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 なお、滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行う。</p>

##### ○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。ただし、平成23年度に実績徴収率100%を達成したものの、その後は100%に至っていない。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 なお、滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づき駐車場の使用許可の取消を行う。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。ただし、平成23年度に実績徴収率100%を達成したものの、その後は100%に至っていない。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 なお、町営住宅使用料とともに滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行う。</p>

##### ○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 返還の滞っている1名に対し臨戸訪問を行い、一部回収を行った。また、他の者に対しては電話等により督促を行ったが、年度内に返還が無かった者が2名いた。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 滞納が生じないように、返還の進捗を見つつ、納付が見られない場合は電話等で催告を行う。 滞納が著しいものについては、電話・訪問による催告、及び保証人への催告を行う。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 返還が滞っている2名に対し臨戸訪問を行った結果、うち1名から一部回収することができた。 また、年度内に返還の無かった者が3名おり、完済したものが2名いた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 分納誓約どおりに返還をしている者については、返還の進捗を確認しつつ、納付をしない場合については、電話等で催告を行う。 滞納の著しい者については、電話・訪問による催告、及び保証人への催告を行う。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p>	<p>【現年度分】</p>
<p>【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

##### ○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 平成29年度においては、滞納者との納付相談の際、現年度分納付と並行して滞納額を解消する納付計画を前提として折衝を行った結果、徴収率が96.85%と、実績徴収率が0.28%ポイント上昇した。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないよう努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月の督促に加えて、年4回の催告状の送付を実施した。 また、2名の徴収支援員の配置によって、滞納者全員の財産調査、資力が確認できた世帯に対する積極的に徴収業務が実現できた。 しかしながら、平成28年度から徴収支援員が主体となり実施してきた滞納者の調査・処分も一巡した影響か、処分件数は昨年度の30件から33件へ増となったものの、処分額が減少したことから、実績回収率は昨年度から3.3%ポイント低下の25.2%であった。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 引き続き徴収支援員を2人任用しており、滞納世帯の財産調査結果を精査し、資力のある世帯については滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を行うことにより、滞納調定額の適正化を試みる。</p>

##### ○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 後期高齢者医療は徴収方法が原則は特別徴収である。しかしながら、従前より年齢到達する被保険者の中で、特別徴収に切り替わるまでの普通徴収期間に滞納が発生するケースが散見されてきた。そして、その累積が現年分の徴収率改善の妨げとなることが課題となっていた。 それを回避すべく、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行ったり、未納付が続く被保険者には財産調査を行い、資力の有無を判断し、最終預金の差し押さえまで実施した。結果として徴収率99.89%となり、前年度比0.13%ポイント改善した。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 引き続き、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うなど、年齢到達時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないよう努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、徴収率の改善に努める。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差し押さえ予告および預金差し押さえを行った。結果として、徴収率は48.89%となった。 目標を3.11%ポイント下回る結果となったが、要因としては、滞納者が生活保護受給者となり、資力の面で即時徴収を求めることが困難な状況に陥るなどの事象が発生したことが挙げられる。 一方、預金差し押さえを契機に、未納が続いていた滞納者より資力の範囲内ながらも徴収が図れ、折衝するきっかけを掴めた事案もあった。この経験を活かし、徴収率の改善につなげたい。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 今年度においては、催告書および差し押さえ予告書の送付、差し押さえの回数にこだわり、資力のある滞納者に対しては、毅然とした態度で対応し徴収を進めていく。 また、国民健康保険・介護保険の徴収とも密接に関わっていることから、各担当職員と密に情報交換を行いながら、連携を図るとともに、課全体で徴収率が改善できるよう尽力していく。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

##### ○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>            催告書の送付を年金支給月である偶数月の年金支給日の前に送付することにより、徴収率の向上を図った。            また、給付制限のかかる可能性のある者について、事前に電話による催告を行った。            結果として、前年度と同様の実績徴収率となり、目標徴収率を0.6<sup>※</sup>ポイント上回る事ができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b>            前年度は、催告書の送付回数を増加させることで、現年度の収納率の上昇を図った。今年度においても前年度と同様の対応を行う。また、窓口や印刷物の送付により、介護保険制度が相互扶助で成り立っていることや保険料を納付書で納めている者に対して口座振替への切替の勧奨を行う。            なお、給付制限のかかる可能性のある者については、電話による納付勧奨を行う。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>            毎月の督促に加えて、年4回の催告状の送付を実施した。            また、徴収支援員の配置によって、滞納者全員の財産調査を実施し、資力が確認できた滞納者に対して、積極的な徴収業務を行った。            しかしながら、平成27年度から積極的な徴収業務を行い、滞納金額の多い滞納者が減少してきたことから、処分件数は前年度の3件から7件へ増加となったものの、実績回収率は前年度から6.1<sup>※</sup>ポイント低下し27.1%となった。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>            毎月送付している督促状に加えて、催告書を年4回送付し自主納付を促す。            また、税や国民健康保険等の他の徴収担当職員や徴収支援員と連携し、前年度に引き続き滞納者全員に財産調査を行い、資力を確認したうえで、徴収活動を行う。</p>

##### ○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b>            前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、納付書の定期的な送付などを実施することで、目標徴収率に達することができた。</p>	<p><b>【現年度分】</b>            前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b>            督促状及び催告書の送付を実施し、滞納者と直接交渉をし滞納繰越分の圧縮に努めた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b>            引き続き、催告書の送付を実施し、また滞納者の実態調査に努め、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 2か月に一度の給水停止に併せて徴収強化に努め、目標徴収率と同じ結果となった。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 2か月に一度の給水停止に併せて徴収強化に努め、目標徴収と比べ1.1ポイント上昇した。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。</p>

## 平成30年度徴収計画／平成29年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (3) 公営企業会計

##### ○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

平成29年度における取組の評価	平成30年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めてきたが、目標徴収率と比べ、0.2ポイント低くなった。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 催告書の送付、給水停止に併せて徴収を実施し、前年度と比べ、0.5ポイント上昇することができた。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>